

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十五年三月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

## 広島県規則第十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者

支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十六号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(記録の整備)

第三条 障害者支援施設の設置者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 障害者支援施設の設置者は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該施設障害福祉サービスを提供した日から五年間保存しなければならない。

一 施設障害福祉サービス計画

二 条例第三十八条第二項に規定する身体拘束等の記録

三 条例第四十条第二項に規定する苦情の内容等の記録

四 条例第四十一条第二項に規定する事故の状況及び事故に対して講じた措置の記録  
(相談等)

第四条 障害者支援施設の設置者は、常に利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、これらの者に必要な助言その他の援助を行わなければならない。

2 障害者支援施設の設置者は、利用者が、当該障害者支援施設以外において生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型の利用を希望する場合には、他のサービス事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第三十六条第一項に規定するサービス事業所をいう。）等との利用調整等必要な支援を実施しなければならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第五条 障害者支援施設の設置者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

2 障害者支援施設の設置者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続

等について、当該利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該利用者の同意を得て代わって行わなければならない。

3 障害者支援施設の設置者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第六条 障害者支援施設の設置者は、当該障害者支援施設の運営に当たっては、地域住民又はその地域住民による自発的な活動等と連携し、及び協力するなど、地域との交流に努めなければならない。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。